

重要事項説明書

居宅介護支援事業所 Regional Nurture

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和6年4月1日 現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0155-67-7958) (月～金曜日 08:30～17:30)

担当 介護支援専門員 清野 紀子 / 管理責任者 清野 紀子

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 Regional Nurture
所在地	中川郡幕別町札内共栄町175番地の8
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (北海道 第0174702126号)
サービスを提供する実施地域※	幕別町(忠類地区を除く)

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 1名

(3) 営業時間

月～金曜日 8時30分から17時30分まで

※ (土曜・日曜・祝日・12月28日～1月5日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援費Ⅰ)

① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 10,860 円 要介護 3・4・5 14,110 円

② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 5,440 円 要介護 3・4・5 7,040 円

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3,260 円 要介護 3・4・5 4,220 円

(居宅介護支援費Ⅱ) 一定の情報通信機器 (A I を含む) の活用又は事務職員を配置している

① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 10,860 円 要介護 3・4・5 14,110 円

② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 5,270 円 要介護 3・4・5 6,830 円

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3,160 円 要介護 3・4・5 4,100 円

(加算を算定した場合)

初回加算 1ヶ月につき 3,000 円

入院時情報連携加算 (Ⅰ) 1ヶ月につき 2,500 円

入院時情報連携加算 (Ⅱ) 1ヶ月につき 2,000 円

退院・退所加算 (Ⅰ) イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 4,500 円

退院・退所加算 (Ⅰ) ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 6,000 円

退院・退所加算 (Ⅱ) イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 6,000 円

退院・退所加算 (Ⅱ) ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 7,500 円

退院・退所加算 (Ⅲ) 入院または入所期間中 1 回を限度に 9,000 円

特定事業所加算 (Ⅰ) 1ヶ月につき 5,050 円

特定事業所加算 (Ⅱ) 1ヶ月につき 4,070 円

特定事業所加算 (Ⅲ) 1ヶ月につき 3,090 円

特定事業所加算 (A) 1ヶ月につき 1,000 円

特定事業所医療介護連携加算 1ヶ月につき 1,250 円

通院時情報連携加算 1ヶ月につき 500 円

緊急時等居宅カンファレンス加算 1回につき 2,000 円 (1ヶ月 2回まで)

ターミナルケアマネジメント加算 1ヶ月につき 4,000 円

特定事業所集中減算 1回につき 2,000 円を減算

交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(2) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 秘密保持

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

6. 当事業所の訪問介護等の利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者： 管理者 清野 紀子
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係機関に届け出ます。

8. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出くだ

さい。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

幕別町役場 保険課 電話 0155-54-3812

北海道国民健康保険団体連合会 電話011-231-5161

(3) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

10. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社 Regional Nurture
設立	令和2年12月10日
所在地・電話	中川郡幕別町札内共栄町175番地の8 代表取締役 清野 紀子 電話 0155-67-7958
事業内容	居宅介護支援事業

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

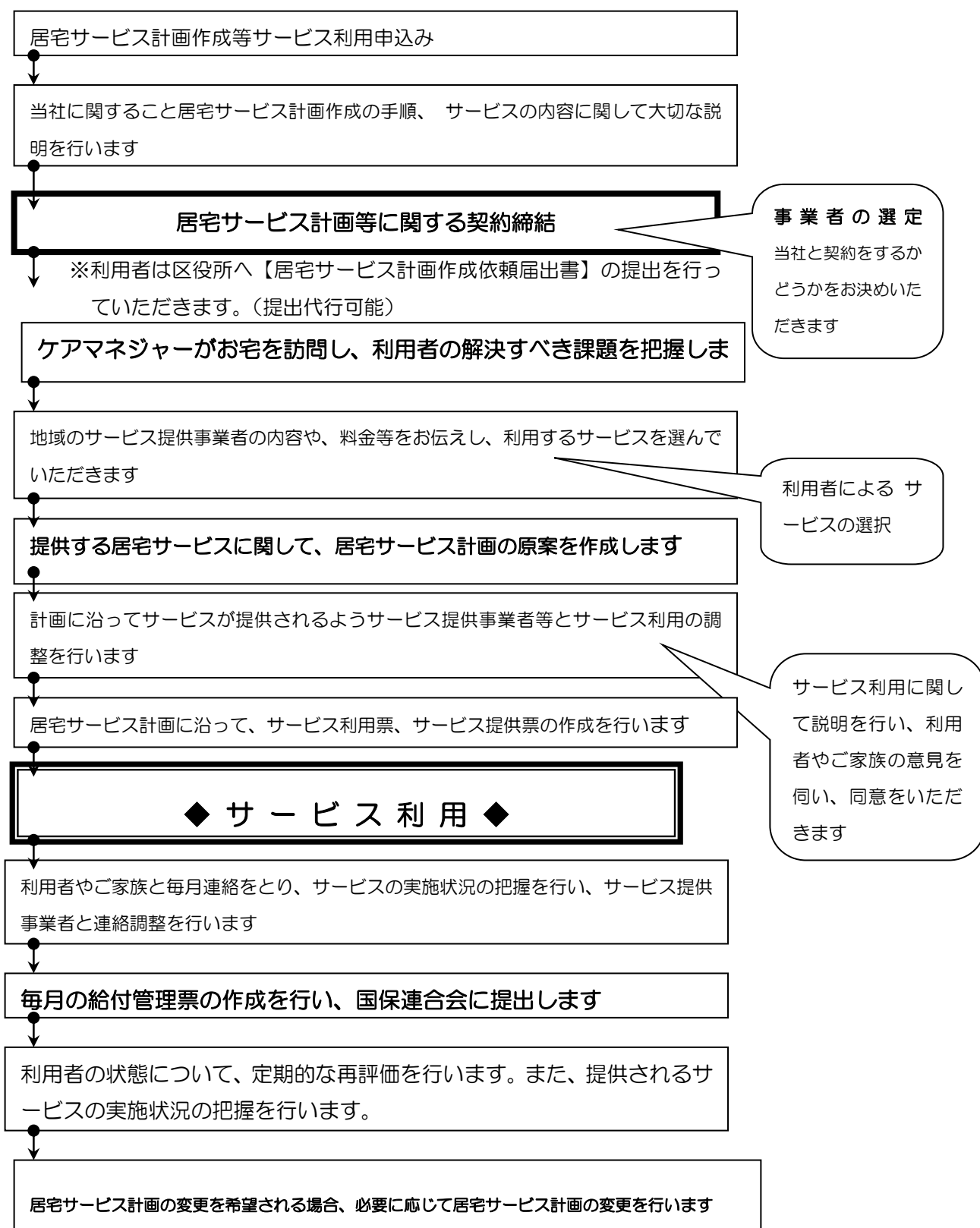
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

年 月 日

【 事 業 者 】 株式会社 Regional Nurture

⑩

【 事 業 所 】 居宅介護支援事業所 Regional Nurture

【 説 明 者 】 氏名 清野 紀子 ⑩

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

年 月 日

【 利 用 申 込 者 】

住 所

氏 名

⑩

【 利 用 者 家 族 】

住 所

氏 名

(続柄)

⑩

【 代 理 人 】

住 所

氏 名

(続柄)

⑩
